

## 畳の処分の仕方(香寺町、夢前町、安富町を除く姫路市域)

■畳は、粗大ごみステーションには出せません。

### ■畳のエコパークあぼしへの自己搬入等について

自己ごみ	一般廃棄物	1 自己搬入の場合： 直接、エコパークあぼしに搬入することができます。処理手数料は10kg/100円です。
		2 収集運搬業者に依頼する場合： 一般廃棄物収集運搬の許可を得た収集業者に依頼することができます。処理手数料に加えて、運搬依頼の料金が必要です。
事業系ごみ	事業系一般廃棄物	1 事業所(畳製造業を含む)で発生する内蔵物がすべて「わら」の畳は、事業者自らがエコパークあぼしに搬入することができます。処理手数料は同様です。
		2 ワラ畳の「縁」や裏面のシートカバーは、付着材と見なします。プラスチック製であっても取り除く必要はありません。
	産業廃棄物	1 プラスチックフォーム内蔵の畳は産業廃棄物です。エコパークあぼしに搬入することはできません。
		2 ただし、プラスチックフォームを除いた廃わら材やゴザ(い草や紙製品)は、繊維くず・紙くずとしてエコパークあぼしに搬入することができます。
		3 プラスチックフォーム(切れ端を含む)やプラスチック品質の畳表面(ゴザ)も、産業廃棄物となります。エコパークあぼしに搬入することはできません。

### ■畳(事業系ごみ)の持込方法

次の方法により搬入してください。

- 1 畳の一角を二等辺三角形に20cm程度の面が見れる状態に切断し、内蔵物が確認できること
- 2 又は、畳の一辺を切断し、内蔵物が確認できること
- 3 1・2ができない場合、畳の角から20cm程度側面を剥いで内蔵物が確認できること
- 4 いずれの方法も、同じ縦ラインで確認できるよう車両に積載して搬入してください。

### ■受付確認

自己ごみ、事業系ごみに関わらず、申込書をお書きいただいたうえで搬入確認させていただきます。受付では、住所を住宅地図で確認するなど、確認時間に手間取ることがあります。

### ■事前連絡

畳製造業の方は、住宅の畳を入れ替え自己搬入をされる方に対して、エコパークあぼしまで事前連絡するよう勧めてください。必須ではありませんが、受付をスムーズに行うためにご認識ください。「受付をスムーズに行うため」とご説明いただけたら幸いです。

[連絡先]エコパークあぼし TEL272-5540・5551

### ■市川美化センターへの搬入について

従来どおり、50cmまでの大きさを袋に入れた状態で、可燃物として受け入れします。

しかし、事業者(畳製造業を含む)の方は、エコパークあぼしと同様にプラスチック製品は除いて持ち込みしてください。